

村の振興を積極的に行うよう努めるものとする。

農村の振興を積極的に行うよう努めるものとする。

第二十一条 (佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

改正前

第一条 農業改良助長法 (昭和二十三年法律第六十五号) 第十二条第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

第一条 農業改良助長法 (昭和二十三年法律第六十五号) 第十二条第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	略	位置	略	管轄区域	略
藤津農業改良普及センター	略	鹿島市	略	鹿島市、嬉野市、藤津郡	略

名称	略	位置	略	管轄区域	略
藤津農業改良普及センター	略	鹿島市	略	鹿島市、藤津郡	略

第二十二条 (佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

改正前

第一条 農業改良助長法 (昭和二十三年法律第六十五号) 第十二条第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

第一条 農業改良助長法 (昭和二十三年法律第六十五号) 第十二条第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	略	位置	略	管轄区域	略
三神農業改良普及センター	略	佐賀市	略	佐賀市 (富士町及び旧三瀬村の区域に限る)、鳥栖市、神埼市、三養基郡	略

名称	略	位置	略	管轄区域	略
三神農業改良普及センター	略	佐賀市	略	佐賀市 (富士町及び旧三瀬村の区域に限る)、鳥栖市、神埼市、三養基郡	略

第二十三条 (佐賀県茶業試験場設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

改正前

第二条 試験場は、嬉野市に置く。

第二条 試験場は、藤津郡嬉野町に置く。

第二十四条 (家畜保健衛生所設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

改正前

名称	略	位置	略	所管区域	略
西部家畜保健衛生所	略	武雄市	略	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、嬉野市、藤津郡	略

名称	略	位置	略	所管区域	略
西部家畜保健衛生所	略	武雄市	略	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、藤津郡	略

第二十五条 (家畜保健衛生所設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

改正前

名称	略	位置	略	所管区域	略
中部家畜保健衛生所	略	佐賀市	略	佐賀市、佐賀郡、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市	略

名称	略	位置	略	所管区域	略
中部家畜保健衛生所	略	佐賀市	略	佐賀市、佐賀郡、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市	略

第二十六条 (佐賀県畜産試験場設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

改正前

第二条 試験場は、武雄市に置く。

第二条 試験場は、杵島郡山内町に置く。

第二十七条(佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 市町の長を代表する者 二人以内</p> <p>五 市町議会の議長を代表する者 二人以内</p> <p>3・4 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 市町村の長を代表する者 二人以内</p> <p>五 市町村議会の議長を代表する者 二人以内</p> <p>3・4 略</p>

第二十八条(佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第二条 審議会を組織する委員は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命する。</p> <p>一 略</p> <p>二 市町長を代表する者 一人</p> <p>三 略</p> <p>四 市町の議会の議長を代表する者 一人</p> <p>2 5 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 審議会を組織する委員は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命する。</p> <p>一 略</p> <p>二 市町村長を代表する者 一人</p> <p>三 略</p> <p>四 市町村の議会の議長を代表する者 一人</p> <p>2 5 略</p>

第二十九条(佐賀県営土地改良事業分担金等条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(分担金の額)</p> <p>第三条 前条第一項の規定により徴収する分担金(法第八十五条の二第六項の規定により市町の議会の議決を経てされた同条第一項の規定による申請に係る国営土地改良事業(以下「国営市町村特別申請事業」という。)と一体となつてその効果が生じ、又は増大する事業(以下「関連土地改良事業」という。)に係る国営土地改良事業負担金条例(昭和四十五年佐賀県条例第二十三号)第二条第一項の規定に基づき県が関連土地改良事業を行う者として負担する負担金(以下「関連土地改良事業負担金」という。)に係る分担金を除く。)の額は、事業の施行に要する費用に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額の範囲内において、知事が定める額から法第九十一条第六項の規定により市町が負担する額を控除した額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 前条第一項の規定により徴収する分担金(関連土地改良事業負担金に係るものを除く。)は、事業の施行に係る各年度において徴収し、各年度に徴収する分担金の総額は、その年度における当該事業の施行に要する費用に前項に規定する割合を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額から法第九</p>	<p>(分担金の額)</p> <p>第三条 前条第一項の規定により徴収する分担金(法第八十五条の二第六項の規定により市町村の議会の議決を経てされた同条第一項の規定による申請に係る国営土地改良事業(以下「国営市町村特別申請事業」という。)と一体となつてその効果が生じ、又は増大する事業(以下「関連土地改良事業」という。)に係る国営土地改良事業負担金条例(昭和四十五年佐賀県条例第二十三号)第二条第一項の規定に基づき県が関連土地改良事業を行う者として負担する負担金(以下「関連土地改良事業負担金」という。)に係る分担金を除く。)の額は、事業の施行に要する費用に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額の範囲内において、知事が定める額から法第九十一条第六項の規定により市町村が負担する額を控除した額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 前条第一項の規定により徴収する分担金(関連土地改良事業負担金に係るものを除く。)は、事業の施行に係る各年度において徴収し、各年度に徴収する分担金の総額は、その年度における当該事業の施行に要する費用に前項に規定する割合を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額から法第九</p>

<p>第三十条 (国営土地改良事業負担金条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(負担金の徴収)</p> <p>第二条 県は、法第九十条第一項の規定により国営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、法第九十条第五項の規定により県が負担する負担金の全部又は一部を市町に負担させる場合を除き、当該国営土地改良事業(法第八十五条の二第六項の規定により市町の議会の議決を経てされた同条第一項の規定に係る土地改良事業(以下「国営市町村特別申請事業」という。)を除外。)によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)、法第九十四条の八第五項(法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により土地を取得した者(以下「造成地取得者」という。)又は土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含む土地改良事業で当該国営土地改良事業(国営市町村特別申請事業に限る。)と一体となつてその効果が生じ、又は増大するもの(以下「関連土地改良事業」という。)を行う</p>	<p>改正前</p> <p>(負担金の徴収)</p> <p>第二条 県は、法第九十条第一項の規定により国営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、法第九十条第五項の規定により県が負担する負担金の全部又は一部を市町村に負担させる場合を除き、当該国営土地改良事業(法第八十五条の二第六項の規定により市町村の議会の議決を経てされた同条第一項の規定に係る土地改良事業(以下「国営市町村特別申請事業」という。)を除外。)によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)、法第九十四条の八第五項(法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により土地を取得した者(以下「造成地取得者」という。)又は土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含む土地改良事業で当該国営土地改良事業(国営市町村特別申請事業に限る。)と一体となつてその効果が生じ、又は増大するもの(以下「関連土地改良事業」という。)を行う</p>	<p>十一條第六項の規定により市町が負担する額を控除した額とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>十一條第六項の規定により市町村が負担する額を控除した額とする。</p> <p>3・4 略</p>
<p>第三十一条 (建築基準法施行条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(災害危険区域の指定)</p> <p>第二条の二 法第三十九条第一項の規定による災害危険区域は、次の各号に掲げる区域とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号の急傾斜地崩壊危険区域に隣接する区域で急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域につき関係市町村長の意見をきき知事が告示で指定する区域</p> <p>三 前各号に定める区域を除くほか、津波、高潮、出水、地すべり等による危険の著しい区域につき関係市町村長の意見をきき知事が告示で指定する区域</p>	<p>改正前</p> <p>(災害危険区域の指定)</p> <p>第二条の二 法第三十九条第一項の規定による災害危険区域は、次の各号に掲げる区域とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号の急傾斜地崩壊危険区域に隣接する区域で急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域につき関係市町村長の意見をきき知事が告示で指定する区域</p> <p>三 前各号に定める区域を除くほか、津波、高潮、出水、地すべり等による危険の著しい区域につき関係市町村長の意見をきき知事が告示で指定する区域</p>	<p>者で知事が定めるもの(以下「関連土地改良事業を行う者」という。)から負担金の全部又は一部を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金の額)</p> <p>第三条 前条第一項の規定により徴収する負担金の総額は、法第九十条第一項の規定により県の負担する負担金の額に別表に定める徴収率を乗じて得た額から法第九十条第九項の規定により市町が負担する額を控除した額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>者で知事が定めるもの(以下「関連土地改良事業を行う者」という。)から負担金の全部又は一部を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金の額)</p> <p>第三条 前条第一項の規定により徴収する負担金の総額は、法第九十条第一項の規定により県の負担する負担金の額に別表に定める徴収率を乗じて得た額から法第九十条第九項の規定により市町村が負担する額を控除した額とする。</p> <p>2 略</p>

第三十二条(地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(定義)

(定義)

第二条 この条例において「地すべり等危険地域」とは、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流のおそれがあり、かつ、これらの危険を避けるため住宅の移転を要すると認められる地域で、市町長の申請に基づき、知事が指定した地域をいう。

第二条 この条例において「地すべり等危険地域」とは、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流のおそれがあり、かつ、これらの危険を避けるため住宅の移転を要すると認められる地域で、市町村長の申請に基づき、知事が指定した地域をいう。

2・3 略

2・3 略

4 この条例において「住宅移転資金」とは、危険住宅の移転を行うために必要な資金(当該住宅の敷地を購入するために必要な資金を含む。)であることについて、撤去前の住宅の所在地の市町長の認定を受けて、農業協同組合、住宅金融公庫その他規則で定める金融機関(以下「融資機関」という。)から借り入れる資金であつて、借入金額、償還期限、利率等が規則で定める基準に該当するものをいう。

4 この条例において「住宅移転資金」とは、危険住宅の移転を行うために必要な資金(当該住宅の敷地を購入するために必要な資金を含む。)であることについて、撤去前の住宅の所在地の市町村長の認定を受けて、農業協同組合、住宅金融公庫その他規則で定める金融機関(以下「融資機関」という。)から借り入れる資金であつて、借入金額、償還期限、利率等が規則で定める基準に該当するものをいう。

5 この条例において「住宅除却等に要する経費」とは、危険住宅の移転を行う者が、当該危険住宅を撤去して、地すべり等危険地域以外の地域へ転居する場合に必要な経費であつて、住宅撤去費、家具その他の動産の移転費、撤去した住宅の跡地整備費、仮住宅費その他転居に伴い必要とする経費であることについて、撤去前の住宅の所在地の市町長の認定を受けたものをいう。

5 この条例において「住宅除却等に要する経費」とは、危険住宅の移転を行う者が、当該危険住宅を撤去して、地すべり等危険地域以外の地域へ転居する場合に必要な経費であつて、住宅撤去費、家具その他の動産の移転費、撤去した住宅の跡地整備費、仮住宅費その他転居に伴い必要とする経費であることについて、撤去前の住宅の所在地の市町村長の認定を受けたものをいう。

6 この条例において「住宅移転補助事業」とは、危険住宅の移転を促進するため、市町が危険住宅の移転を行う者に対し、第四条第一項に規定する実施計画に従い、住宅移転資金の利子に相当する額の費用及び住宅除却等に要する経費について補助する事業をいう。

6 この条例において「住宅移転補助事業」とは、危険住宅の移転を促進するため、市町村が危険住宅の移転を行う者に対し、第四条第一項に規定する実施計画に従い、住宅移転資金の利子に相当する額の費用及び住宅除却等に要する経費について補助する事業をいう。

(助成)

(助成)

第三条 知事は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費について、市町に対し規則で定めるところにより、補助することができる。  
一 次条第一項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅の移転を行う者が借り入れた住宅移転資金の利子(規則で定める利率を限度とする。)に相当する額の費用を市町が当該住宅移転資金を借り入れた者に対し補助する場合における当該補助に要する経費

第三条 知事は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費について、市町村に対し規則で定めるところにより、補助することができる。  
一 次条第一項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅の移転を行う者が借り入れた住宅移転資金の利子(規則で定める利率を限度とする。)に相当する額の費用を市町村が当該住宅移転資金を借り入れた者に対し補助する場合における当該補助に要する経費

二 次条第一項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅を撤去して、地すべり等危険地域以外の地域へ転居する者が当該転居のために必要とする住宅除却等に要する経費について、市町が当該転居をする者に対し補助する場合における当該補助に要する経費

二 次条第一項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅を撤去して、地すべり等危険地域以外の地域へ転居する者が当該転居のために必要とする住宅除却等に要する経費について、市町村が当該転居をする者に対し補助する場合における当該補助に要する経費

三 市町が、融資機関との契約により、当該融資機関が次条第一項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅の移転を行う者に対して住宅移転資

三 市町村が、融資機関との契約により、当該融資機関が次条第一項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅の移転を行う者に対して住宅移